

表2の世帯主の職業別の年間収入、貯蓄および負債の現在高の「平均値」を比較すると、勤労者以外の世帯はいずれの職業でも、勤労者世帯に比べ貯蓄残高、持ち家率が高い。負債高は唯一個人経営者が1,000万円を超えるが、勤労者以外の世帯がめだって負債高が高いわけではなく、「家計調査」の「平均値」データでは被用者に比べ、自営業者の経済的優位が確認できる。

表2 世帯主の職業別貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高(2010年)

	全世帯平均	勤労者世帯							
		平均	労務業者	うち常用労務業者	職員	民間職員	官公職員		
世帯人員(人)	3.09	3.42	3.36	3.37	3.45	3.43	3.49		
有業人員(人)	1.36	1.67	1.74	1.74	1.63	1.61	1.70		
世帯主の年齢(歳)	56.2	47.2	47.8	47.7	46.9	46.9	46.9		
持家率(%)	79.8	71.2	65.8	65.9	74.2	73.5	76.8		
年間収入(万円)	616	697	538	539	786	755	893		
貯蓄(万円)	1,657	1,244	869	861	1,455	1,420	1,568		
負債(万円)	489	679	555	562	749	745	768		
	平均	勤労者以外の世帯							
		個人営業	商人及び職人	個人経営者	農林漁業従事者	その他	うち法人経営者	うち自由業者	うち無職
世帯人員(人)	2.72	3.19	3.14	3.37	3.45	2.54	3.33	3.13	2.44
有業人員(人)	0.99	2.07	2.02	2.04	2.58	0.59	1.94	1.76	0.41
世帯主の年齢(歳)	66.6	60.3	59.9	58.9	65.7	69.0	56.9	56.5	70.8
持家率(%)	89.9	88.6	87.0	93.1	100.0	90.4	89.6	87.6	90.7
年間収入(万円)	522	629	594	1,120	567	483	1,116	749	414
貯蓄(万円)	2,139	1,776	1,632	3,367	1,779	2,275	3,013	2,457	2,211
負債(万円)	267	569	525	1,399	325	155	822	633	69

出所：総務省統計局「家計調査」より作成。

(4) 公的年金における自営業者の取扱いと問題点

日本の公的年金制度は、職業別に加入する年金制度が異なる。被保険者の類型は正社員、公務員の第2号被保険者、その被扶養配偶者である第3号被保険者があり、そのいずれにも属さない消去法で第1号被保険者が決定する。自営業主や家族従業者は一般的に国民年金の第1号被保険者となり、定額の保険料(2011年度月額15,020円)を負担し、加入期間に比例した給付を受給することになる。被用者は所得比例の保険料を労使折半で負担し、加入期間と現役時代の平均標準報酬に基づいた給付を受給することになり、就業形態で保険料の負担や給付設計が全く異なる設計となっている。

第1号被保険者がこのような負担・給付設計になった理由として、窪野(1984)は①自営業者の場合は、被用者と異なり、定年がなく、自ら営業用資産を保有しており、健康である限り働き続けることができること、②引退する場合には子どもが営業用資産を引き継ぐ代わりに、子どもからの家族内扶養を受けられるため、老後の所得保障機能、年金への期待度が異なること、③いわゆるクロヨン問題があるため、所得把握ができないことが理由と説明されてきた(窪野 1984 p.15,107)。

しかし、現在では低水準の年金や自営業者の貧困問題が明らかにされている。被用者の配偶者である第3号被保険者は自身の基礎年金のほかに遺族年金として夫の老齢厚生年金の4分の3が受給できるのに対し、自営業者の妻の場合には一度老齢年金を受給した後は遺族基礎年金を受給することはできず、給付も老齢基礎年金のみで、自営業者の妻の貧困リスクの高さが指摘されている(清家・山田 2004)。山田(2010)は個票分析に基づき、本人の職歴が非正規雇用・自

営業中心であることも公的年金給付がないリスクを引き上げることを確認している。

鄭(2002)、橋木(1993)によれば、平均値でみる日本の自営業者層は被用者に比べ、経済的に優位な立場に立つとしている。しかし、2000年以降の個票に基づく所得分配研究が進むにつれ、自営業者間の収入格差や貧困問題が取り上げられるようになる。橋木・浦川(2007)は所得再分配調査を用いて、世帯業態別の貧困リスクを推計しているが、「無職」、「1年未満の契約の雇用者」といったもともと貧困リスクが高い層に加え、「自営業者」も全世帯の平均貧困率を上回る結果となっている。石井・山田(2009)は、慶應義塾家計パネル調査(KHPS)から、世帯主が自営業である世帯は、常勤職である場合に比べて一時的貧困および慢性的貧困リスクが高まることを明らかにしている。樋口・石井・佐藤(2011)も夫婦共働きであっても自営業者夫婦は全世帯平均よりも相対的貧困率が高いことを確認している。こうした自営業者の貧困問題はデータ整備が進んだことで可視化されたが、2000年に大店法が廃止され、零細小売店などの経営が厳しくなっていることや請負労働者など自営業者でありながら被用者の性格がきわめて強い労働者が増加していることも背景にある⁸。

このように、定年がなく、資産があるとする自営業者の前提像は崩れつつある。自営業者の老後の貧困リスクへの対処法としては、被用者なみに老後の低収入のリスクを応能負担の保険料により保障すること、また低所得者には免除の保険料があるが老後の年金も減額される現行制度ではなく、所得水準に応じた応能負担でかつ低年金者には別途最低年金制度で対処するという社会保障・税一体改革の成案で示された案は有力な選択肢になる。

(5) 所得比例年金導入への課題

今回の年金改革において、短時間労働者の厚生年金への適用拡大が行われれば、雇用保険(1週間の所定労働時間が20時間以上であること、31日以上雇用見込みがあること、収入等の他の要件はない)と同様に適用拡大した場合、週労働時間が20~30時間までの労働者数400万人が新たな適用者数になるとしている。その内訳は、第1号被保険者から約140万人(フルタイムでない雇用者の57.5%)、第3号被保険者から約180万人(同69.2%)、うち非加入(同62.3%)から約70万人、計400万人である⁹。

適用拡大が行われ、第1号被保険者の常用雇用者のすべてとフルタイムでない雇用者の大半が被用者保険に移行し、無職者は免除制度で対応すれば、第1号被保険者の大半は自営業者や家族従業者で占められる。これら自営業者の年金加入行動が、公的年金の未納・未加入問題や制度設計そのものに深く影響を与えることになる。

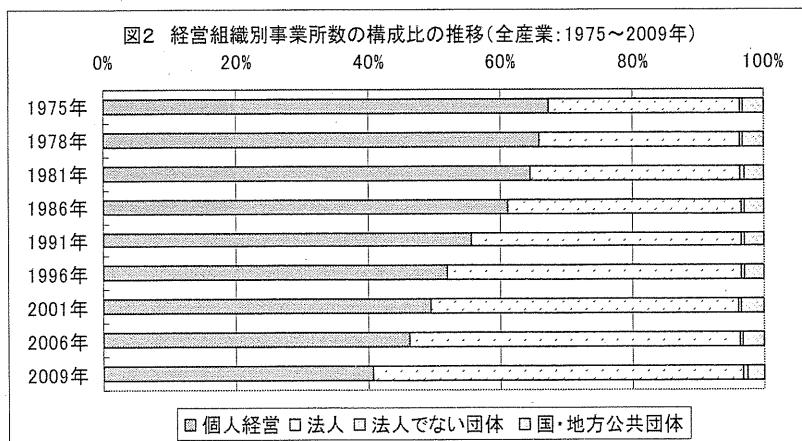
総務省統計局「平成19年就業構造基本調査」によれば、2007年時点の就業者の内訳は自営業者が10.1%、家族従業者が2.8%、雇用者は86.8%である。しかし、20~59歳に限定すると自営業者・家族従業者の年齢分布が高いため、就業者のうち自営業者は6.6%、家族従業者は1.8%にまで低下する。後述するように、自営業者にも所得比例年金を適用する国々では、自営業

⁸ このほか、日本商工会議所ほか(2011)「中小企業における消費税実態調査」に見るように、消費税を価格に転嫁することが難しいと考えている零細・自営業も多く、消費税の引き上げが経営に影響を与えている可能性もある(平成23年度第27回税制調査会(12月12日)「税制抜本改革に関する経済産業省意見分割版01」)。

⁹ 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会(第2回 平成23年9月21日)資料。

主は被用者としての側面と雇用者としての側面を持つために、その保険料は事業主負担分も含めた負担となる¹⁰。さらに、個人事業主の法人化が進み、自営業・家族従業者が第1号被保険者から第2号被保険者に移行すれば、さらに第1号被保険者数は減少する。すでに法律改正によって、個人事業主の法人化における最低資本金の規制がなくなったため、設立は以前に比べ容易になった。法人化には商業登記や決算や税務申告の手間のコスト、利益がなくても住民税の均等割分の税負担や家族以外の従業員の社会保険料の負担が生じるが、事業主負担分は家族分を含め経費として処理できる。また、被用者保険の適用になれば、老齢年金の増額や傷病手当金や育児休業期間中の保険料免除や一定以上の利益があれば、所得税率よりも法人税率の方が低いなどのメリットも生じる。個人事業主の法人化の予定は2%にも満たない¹¹が、非農林業の全事業所のうち、民営の「個人経営」の事業所は減少傾向にあり、経営組織別では「個人経営」は全体の40.8%(図2参照)、図には示していないが従業員数ベースでは11.2%にまで低下している。

個人経営の事業所であっても、常時5人以上の従業員がいる場合や法人化していなくても常時従業員がいれば適用事業所になる¹²。だが、総務省行政評価局(2006)や会計検査院(2005)による調査のように未加入事業所はいまだ多い。



出所:総務省統計局「事業所・企業統計調査」(2006年まで)、「経済センサス」(2009年)より作成

¹⁰ 社会保険料の事業主負担分の帰着と転嫁については、Komamura・Yamada(2004)を参照せよ。

¹¹ 総務省統計局「2010年個人企業経済調査」による。個人で「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」を営んでいる全国約4千事業所を対象に調査している。ただし、事業主の年齢が60歳以上の事業所が6~7割を占めており、年金保険料の労使折半を自身の問題として認識にくい年齢層や所得税の税率が法人税率を下回る事業所が中心と思われる。

¹² 厚生年金は適用事業所に使用される70歳未満の者の「使用関係」で加入が判断されるが、適用事業所には強制適用事業所と任意適用事業所の2種類がある。(1)強制適用事業所はイ)常時5人以上の従業員を使用する事業所(第一次産業、サービス業、法務サービス業、宗教の事業を除く)、ロ)常時従業員を使用する国、地方公共団体、または、法人の事業、ハ)船員法に規定する船員として、船舶所有者に使用される者が乗り込む船舶とされ、(2)任意適用事業所は事業所に使用される者の2分の1以上の同意と社会保険事務所長の認可を受けることにより、任意適用事業所となる。

3. 諸外国の年金制度における自営業者の取扱い¹³

(1) 適用状況

表3は、OECD 主要加盟国の公的年金制度における自営業の取り扱いをあらわしている。網掛けの部分で自営業者も強制加入する制度を示している。年金制度における自営業者の取り扱いの手法は4つに大別でき、①就業形態を問わずに加入できる基礎年金または特定階層向けの年金制度がある国、ただし日本のように所得比例部分がない国と、所得比例年金を別途用意している国がある。②所得比例年金のみがあるが、自営業者と被用者が共通の制度に加入する国、③所得比例年金のみがあるが、自営業者と被用者は別の制度に加入する国、④自営業者は強制加入の制度がない国(メキシコのみ)がある。

諸外国の趨勢は、日本も属する基礎年金や特定階層向けの年金制度がある①がもっとも多く、基礎年金または特定階層向け年金のみで対応する国が半数を占める。

②の所得比例年金のみで自営業者も被用者も同一の制度に加入する国は8カ国あるが、先述した①のグループの上乗せ部分として所得比例年金がある6カ国を加えると、被用者と区別をつけずに所得比例年金を自営業者に適用する国は少なくない。

③の被用者とは別建ての所得比例年金を適用するのが7カ国と①のグループのフィンランドが被用者とは別建ての所得比例年金を適用している。②、③のグループは低年金者に対し、最低年金や特定階層向けの年金制度で対処する国が多い。

④のように自営業者の強制加入制度がないのはメキシコだけとなっている。

¹³ 本節の記述の多くは、Choi(2009)、丸山(2010)による

表3 諸外国の公的年金制度における自営業者の取扱い

制度の種類		国名	自営業者の適用				自営業者の比率 (2010、%)	
①就業形態を問わない基礎年金制度、特定階層向け年金制度あり	所得比例年金なし	オーストラリア	特定階層向け		確定拠出(事業主負担退職年金保障制度) ^{a)}		11.7	
		デンマーク	基礎	特定階層向け	確定拠出(ATP) ^{a)}	確定拠出(SP)	職域 ^{a)}	8.8
		日本	基礎		所得比例 ^{a)}			13.0
		オランダ	基礎		職域 ^{a)}			13.2
		ニュージーランド	基礎					17.3
		アイルランド	基礎					17.3
		英国	基礎	特定階層向け	所得比例 ^{a)}			13.4
	被用者と共通の所得比例年金あり	チェコ	基礎		所得比例			16.2
		スイス	特定階層向け	所得比例		確定拠出	強制加入の職域 ^{a)}	11.1
		スウェーデン	特定階層向け	所得比例	確定拠出	準強制加入年金		10.4
		ノルウェー	特定階層向け		所得比例			7.8
		カナダ	基礎		所得比例			9.1
		アイスランド	基礎		強制加入の職域			12.6
被用者と別制度	フィンランド	特定階層向け	所得比例(分離、農業者向け(MYEL)と他の自営業者向け(YEL))			12.8		
②所得比例年金(被用者・自営業者共通)に加入	オーストリア	所得比例					13.8	
	ポルトガル	所得比例					24.1	
	スロバキア	所得比例					13.8	
	トルコ	所得比例					39.0	
	ポーランド	所得比例(農業のみ分離)		確定拠出(非農業者)			22.9	
	ハンガリー	所得比例	確定拠出(農業者向け任意加入)				12.3	
	米国	所得比例					7.0	
	韓国	所得比例					31.3	
	③所得比例年金(自営業者と被用者を分離)に加入	ベルギー	所得比例(分離)					14.2
フランス		所得比例(分離)	農業者と他の自営業者向けの強制加入の職域(CNAVPL, CNBFなど)				9.0	
ギリシャ		所得比例(分離、農業者(OAEE)と他の自営業者(OGA)は別制度)					35.1	
イタリア		所得比例(分離)					25.7	
ルクセンブルク		所得比例(分離、農業者と他の自営業者は共通)					5.9	
スペイン		所得比例(分離、農業者と他の自営業者は別制度)					17.7	
ドイツ		所得比例(分離、農業者及び他の自営業者(医者、弁護士など)は別制度)					11.7	
④自営業者向け強制加入制度なし	メキシコ	最低年金		積立方式		33.9		

注1: 網掛け部分は、自営業者の強制加入制度である

2: a)とは、自営業者が強制加入対象となっていない年金である

3: 特定階層向け年金は、高齢者のための資力調査付きの特別な制度、基礎年金は全員に同額を給付するか、もしくは加入期間1年あたり同額を支払う制度である。最低年金は、所得比例制度のうち再分配の部分である。

4: デンマークの個人口座型の特別積立年金(SP)は、2010年4月末で廃止されることになった(富永 2010)"

出所: Choi(2009)p.10 をもとに、OECD(2007、2010、2011)、年金シニアプラン総合研究機構(2010)より作成

(2) 保険料の徴収

①定額か定率か

表4は、被用者と自営業者の年金保険料を比較したものである。税方式を採用する国を除き、社会保険方式を採用する国のほとんどが、自営業者にも所得比例年金を採用し、定率の保険料を

徴収している。被用者の年金保険料は、労使折半で、一部の国では被用者側の保険料率が事業主側よりかなり低い設定がされ、OECD の平均値では、20.3%の保険料率に対し、本人負担分は7.6%と軽減されている。しかし、自営業者の保険料負担は、定率で徴収されるタイプの国では、自営業者が全額負担という国が大勢を占める。OECD 平均値でみると、保険料率は18.8%であるが、本人負担分は18.2%と、被用者に比べその割合は高い。農業従事者については、所得捕捉の困難性や低収入であることを勘案して、さらに低い保険料率あるいは定額の保険料の方式をとる国もある¹⁴。日本も第1号被保険者には免除制度があるが、農業者年金にはさらに国庫負担が投入されている¹⁵。

②過少申告への対応

表5のように、多くの国において低年金者のための特定階層向け年金あるいは最低年金を創設している。給付水準や適用率は国によって大きく異なるが、所得捕捉が不十分であれば、過少申告による不正受給の可能性は否定できない。

自営業者の過少申告の問題は、税の徴収機構や自営業の所得捕捉体制整備が不十分である国ほど生じやすい。所得捕捉の難しさから、ハンガリーやポーランドは、所得比例年金でありながら、実際の収入額ではないみなし収入に保険料率を賦課している¹⁶。

スペインなど自営業者に自由に賦課対象所得を選択させる国の場合、給付算定方法を変える方法を採用している。スペインの公的年金制度は、所得比例年金とミーンズテストに基づいたきわめて低水準の最低年金からなる。スペインの自営業者はそのため、ほとんどの自営業者が最低水準での所得(最低賃金の1.4倍程度、製造業とサービス業の平均賃金の半分)で保険料を支払う(Boldrin and Jiménez-Martin 2003)。そのため、給付算定ルールを自営業者と被用者を異なる方法にし、50歳以上の自営業者で前年までに高い所得を申告してこなかった者には、保険料賦課上限額を本来の平均賃金の1.9倍ではなく、平均賃金同等に引き下げて対応している(Boldrin and Jiménez-Martin 2003)。それでも2003年時点で元自営業者の45%近く、全年金受給者の25%が20年未満の拠出ししかしておらず、44%が最低年金を受け取っていた。ギリシャやイタリアも自営業者と被用者で給付算定方法を変えている¹⁷。しかし、こうした対処策が国民の信頼感を得られるかは疑問が残る。

¹⁴ オーストリアでは、被用者は22%の保険料率であるが、自営業者は17.5%、農業者はさらに低い15%と規定されている。この不足分は一般会計による補填がされ、2001年の時点では財政に占める税投入分の割合は、自営業者が約41%、農業者年金は約74%、被用者分はわずか15%である(Mairhuber 2003 p.3)。フィンランドも自営業者年金 YEL と農業者年金 MYEL は、2011年現在民間被用者年金より約1%程度保険料率が低く、支出額に対する国庫負担の割合は YEL14%、MYEL79%となっている。また、MYEL の保険料率は所得に応じて10.584%~22.9%までの幅があり、2011年の平均は11.3%であった(Finnish Centre for Pensions のホームページによる)。

¹⁵ 認定農業者等一定の要件を備えた農業の担い手には、保険料(月額2万円)の2割、3割または5割の政策支援(保険料の国庫補助)がある。詳細は農業者年金基金ホームページを参照のこと。

¹⁶ ハンガリーは所得比例年金を採用しているが、自営業者の賦課対象は実際の所得ではなく、最低賃金としている。ポーランドも自営業者の賦課賃金を平均賃金の60%として、保険料を賦課している(Choi 2009)。

¹⁷ 先述した自営業者の過少申告への対応を給付で行う例として、ギリシャのように給付算定方法を被用者と自営業者と異なる方法にしたり、イタリアのように過少申告を前提として被用者の所得代替率を2003年の79.9%から2030年に84.4%に引き上げているのに対し、自営業者は79.2%から2030年には61.1%に引き下げるという年金改革を行っているケースもある(Choi 2009 p.20)。

フィンランドのように徴収機構が整備されている国でさえ、自営業者の初回申告が低いために、被用者に比べ自営業者の年金保険料負担は低くなっている(Tuominen 1997)。

自営業者の過少申告への対応は、徴収体制の厳格化で対応する国¹⁸もある。アメリカは制度導入時より、制度発足時から内国歳入庁による社会保障税、連邦失業税、所得税を一括徴収しており、社会保障税の徴収率はきわめて高い。関(2008)によれば、低所得者や高所得者労働者の保険料未払い問題、不法就労者などの保険料未払い問題などは存在する。

表 4 自営業者の年金保険料率規定

(単位:%、現地通貨)

国名	被用者		自営業者	
	合計	被用者本人分	合計	自営業者本人分
オーストラリア	9.0	0.0	0.0	0.0
オーストリア	22.8	10.25	22.8	17.5(農業:15)
ベルギー(a)	37.94(16.36)(b)	13.07(7.5)(b)	19.65か14.16(c)	19.65か14.16
カナダ	9.9	4.95	9.9	9.9
チェコ	28	6.5	28	28
デンマーク	16+DKK2682	6+DKK894	1+DKK894	1+DKK894
フィンランド	21.4(d)	4.6	21.4	21.4(農業:10.5)
フランス	23.95	9.65	23.05	23.05
ドイツ	19.5	9.75	19.5	19.5
ギリシャ	20	6.67	20	20
ハンガリー	26.5	8.5	26.5	26.5
アイスランド	15.64	4	15.64	15.64
アイルランド	年金保険料のみの抽出不能			
イタリア	32.7	8.89	19	19
日本	13.58	6.79	¥13,300/月	¥13,300/月
韓国	9	4.5	9	9
ルクセンブルク	24	8	24	16
メキシコ	6.275	1.75	0	0
オランダ	28.05	19.15	27.95	27.95
ニュージーランド	年金保険料拠出なし			
ノルウェー	年金保険料のみの抽出不能			
ポーランド(e)	32.52	16.26	32.52	32.52(農業: PLN663/年)
ポルトガル	年金保険料のみの抽出不能			
スロバキア	26	7	26	26
スペイン	年金保険料のみの抽出不能			
スウェーデン	18.91	7	18.91	18.91
スイス	9.8+14-36(f)	4.9+7-18	9.2	9.2
トルコ	20	9	20	20
英国	年金保険料のみの抽出不能			
米国	12.4	6.2	12.4	12.4
平均*	20.3	7.6	18.8	18.2

注: a 疾病、妊娠、障害、老齢などを含んだ総合的な保険料率

b 年金相当の保険料率。37.94%と13.07%は総合的な保険料率をさす

c 19.65%は9,067.99~44,289.23ユーロ間の所得に、14.16%は44,289.23~65,273.48ユーロの間の所得に課せられる。

d 平均値。被用者の保険料率は16.9%から24.0%である。

e 老齢年金のみ

f 9.8%は所得比例に、14-36%は年齢に応じた職域年金の保険料率である。

¹⁸ (独)労働政策研究・研修機構(2008)および安田(2007)、渡部(2007)、Enoff and McKinnon(2011)が徴収体制の詳細な国際比較を行っている。

* 平均値は、ベルギー、デンマーク、アイルランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スイス、英国は除外している。

原出典:EC(2004 and 2006)、SSA(2004,2005と2006)および自国の資料

出典:Choi(2009) p.14

表 5

基礎年金、特定階層向け、最低年金一覧(OECDおよびG20国)

	給付額 (平均賃金に対する割合%)			給付額 (現地通貨 年額)			適用率 (受給者数/65歳以上人口)	
	基礎	特定階層向け	最低年金	基礎	特定階層向け	最低年金	特定階層向け	最低年金
	オーストラリア		23.7			14,313		78
オーストリア		26.9			10,458		11	
ベルギー		26.5	28.5		10,533	11,331	5	11
カナダ	14.2	17.9		6,082	7,677		34	
チリ		15.4	14.4		900,000	840,000	-----	40 -----
チェコ	8.3	13.7	11.7	22,750	37,512	31,990	1	n.a.
デンマーク	17.0	17.1		61,152	61,560		68	
エストニア	12.4	14.2		19,150	21,938		6	
フィンランド		18.0			6,702		2	53
フランス		23.1	23.3		7,537	7,624	5	36
ドイツ		20.3			8,424		2	
ギリシャ		11.5	28.6		2,760	6,843	19	60
ハンガリー			14.6			342,000	<1	2
アイスランド	7.6	23.9		308,400	973,200		n.a.	
アイルランド	29.0	27.5		11,835	11,236		28	
イスラエル	13.0	22.6		14,557	25,409		n.a.	
イタリア		20.2	19.9		5,311	5,234	5	32
日本	15.8	19.4		792,100	969,810		2	
韓国	7.1	3.0		2,363,760	1,008,000		60	
ルクセンブルク	9.3	28.5	35.6	4,500	13,764	17,232	1	29
メキシコ			28.7			21,836		n.a.
オランダ	29.2			12,718				
ニュージーランド	38.7			18,084				
ノルウェー			31.4			138,216		n.a.
ポーランド		17.0	22.6		5,724	7,635	12	n.a.
ポルトガル		13.6	27.1		2,183	4,366	17	59
スロバキア		24.7			65,293		1	
スロベニア		32.1	13.8		5,066	2,173	22	3
スペイン		17.0	27.4		3,941	6,368	7	28
スウェーデン		16.3	24.8		57,432	87,330	1	55
スイス		24.4	17.8		18,140	13,260	12	n.a.
トルコ		5.9	38.2		1,113	7,194	-----	22 -----
英国	14.0	19.2	10.5	4,716	6,451	3,528	23	n.a.
米国		19.0			7,644		7	

注1:適用率は可能な限り最新年を利用している(最終更新日 2011年1月28日)

2:空欄は制度がないことをあらわす

3:チリとトルコの適用率のデータは異なるプログラムを利用している

4:日本には特定階層向け年金はないが、原典通りに掲載している

原出所: Value of benefits from country profiles in Part III. Data on coverage of benefits from national officials; European Union, Social Policy Committee (2006), "Minimum Income Provision for Older People and their Contribution to Adequacy in Retirement", Special Pensions Study, Brussels; Pearson and Whitehouse (2009), "Social Pensions in High-Income Countries", in R. Holzmann and N. Takayama (eds.), Closing the Coverage Gap: The Role of Social Pensions, World Bank, Washington, D.C.

出所: OECD(2011)より作成

アメリカでは現金取引の場合には、税金の申告が正確に行われないケースがあり、仕事の対価を現金で支払われる低賃金労働者の場合は、保険料負担が過少申告される結果、低額の老齢年金額となるという。一方で、医師など高所得者が収入の一部を給与と顧問料に分け、後者分の保険料を納付せず、事業主負担も軽減することから、雇用から請負への変更という手段も行われる。

フランスの自営業者の納付率は平均 95%と高く、特に徴収率が高いのは手工業職人の年金金庫で約 98%である((独)労働政策研究・研修機構 2008)。関根・嵩(2008)はフランスの自営業者年金で未加入問題を回避する手段として、事業開始の登録制度(CFE)を利用し、社会保障への加入手続きも一括で行っていること、制裁措置と徴収機構と税務署との所得情報の連携、そして制度設計自体に所得を過少申告すると給付も減るため過少申告のインセンティブが働かないことを理由としてあげている。

スウェーデンは 1985 年以降、社会保険及び労働保険に係る保険料は、財務省の管轄下にある国税庁(Skatteverket)が、所得税と一括徴収している。自営業者は、使用者同様に毎月きめられた日に暫定額の保険料を納付し、毎年の確定申告で調整する形をとる。中野(2008)によれば、国税の未徴収額は 2006 年度の時点で 0.3%程度という。しかもそのほとんどは、個人の納税モラルの問題というよりは、失業や疾病などの経済的要因によるものが多く、所得隠しの主要手段は闇労働で小規模事業者に集中する傾向にあるという。

日本がめざすプロセスと似た経過をたどったのがイギリスである。イギリスは、日本同様かつては社会保険当局で保険料を徴収していたが、未納率の高さ(旧保険料庁が徴収する自営業者分の保険料未納分は、内国歳入庁が徴収する被用者分よりはるかに多額であったこと)や国民に対する職員の対応のまずさ(回答に長時間を要する、通知の遅れや誤り、職員の態度、守秘義務違反など)などの問題が大きく取り上げられ、1999 年から歳入関税庁が社会保険及び労働保険を包括した国民保険の保険料を所得税とともに一括徴収に切り替え、徴収コストの節減を行った。また、未納・滞納対策とは一概に言えないが、2000 年度に第 2 種保険料額を 6.55 ポンドから 2.00 ポンドに引き下げ一方で、税の申告納税によるため捕捉がしやすい第 4 種保険料を 6 %から 7 %に増率し、その算定範囲も拡大するという見直しを行った結果、自営業者に係る保険料の徴収総額を減らすことなく、第 2 種保険料の未納額を減らすことができた((独)労働政策研究・研修機構 2008 p.28)。

③事業の不安定さへの配慮

自営業ならではの収入の不安定さ、変動への対処をしているのが、フィンランドである。同国の自営業者年金は、新規事業者について、最初の 48 ヶ月は 25%の保険料の減額を認めている。加えて、収入変動のリスクを考慮し、保険料負担も本来の保険料よりも増額あるいは減額する規定もあり、すべて老後の給付額に反映される仕組みとなっている。

イギリスも自営業者に対し、納付猶予を認めている。保険料納付義務がある被用者(第 1 種)や自営業者(第 2 種及び第 4 種)のうち、他の保険料の納付義務が生じると見込まれる者は年度末以降に保険料納付義務額が確定するまで一方の保険料の納付猶予できる。ただし、猶予される場合であっても、ET(基準所得)を超える所得の 1 %、または第 4 種については下限利益(LPL)を超える利益又は報酬の 1 %は納付猶予されない。

4. 自営業の年金加入行動

2. 3. では各国の自営業者向けの年金制度の状況を展望してきた。ここでは、日本の現在の自営業者の年金加入状況、生活状況について分析する。

(1) 先行研究

公的年金の未納・未加入要因を分析した先行研究は数多い¹⁹。その主眼は、①流動性制約要因(低収入などの要因により保険料納付ができない)のため未納・未加入に陥るとするもので、用いる変数は世帯収入や貯蓄額など研究により異なる。小椋・角田(2000)、鈴木・周(2001、2006)、阿部(2003)、佐々木(2007)、大石(2007)は流動性制約要因を確認しているが、塚原(2005)では世帯収入、駒村・山田(2007)では本人の収入と保険料未納とは有意な影響は観察されていない。②非正規労働者増加要因(非正規労働者や失業要因による)とするもので小椋・角田(2000)、阿部(2003)、丸山・駒村(2005)、大石(2007)などがある。③世代間の不公平要因(若い世代ほど年金制度の世代間の不公平に不信感をもっているために、年金に加入しない)、小椋・千葉(1991)、鈴木・周(2001)はこれを明示的に示しているが、阿部(2003)や鈴木・周(2006)、佐々木(2005)、湯田(2006)では有意な結果となっていない。④25年加入要件(過去の未納・未加入期間が長く、今後保険料を納付しても最低加入年数の25年に届かないために、加入しても給付が受けられないと分かっているため、納付しない)のためとするもので、鈴木・周(2001、2005)や阿部(2001)、湯田(2006)で確認されている。⑤リスク回避性向(リスクを回避する傾向が強い者ほど、保険に加入する)、⑥逆選択要因(主観的予測寿命が短いために、公的年金に加入しても利益がないと判断する)とするもので、中嶋・臼杵・北村(2005)、中嶋・臼杵(2005)、塚原(2005)では任意加入時の主観的予測寿命が未加入要因として有意となり、大石(2007)は自己評価による健康状態が悪い者ほど未加入確率を引き上げるとしている。しかし、佐々木(2007)では有意な結果とはなっていない。⑦双曲性時間割引要因については、中嶋・臼杵・北村(2005)では有意な結果とはなっていないが、主観的時間割引率が高いほど未納確率が高まることが確認されている。駒村・山田(2007)は過度に高い時間割引率や双曲的時間割引率を持った個人は年金保険料の納付意欲が低いことを確認している。⑧モラルハザード仮説(逆選択要因の類型であるが、老後の収入を生活保護に依存すればよいとの考え)として、阿部(2008)では有意とはならず、菅(2007)はその効果を確認しているが、職業とモラルハザードの関係では、非正規労働者で有意にモラルハザードの傾向がみられるものの、自営・家族従業者では有意となっていない。⑨親の関与(親の所得や納付行動が子の年金未納行動に影響を与える)として佐々木(2007)による大学生の納付行動の分析の結果、親の関与度が大きいほど、子の年金未納率は顕著に低くなることが明らかになった。

本研究の着眼点は自営業者の年金加入行動であるため、このうち①流動性制約要因、⑤リスク回避性向、⑥逆選択要因、に加え、自営業ならではの開業、主観的収入の不安定さなどの事象を説明変数に使用して分析を行う。

¹⁹ 先行研究のサーベイは、駒村・山田(2007)が網羅的に行っている。

(2) 本研究で使用するデータ

本研究で使用する「暮らしに関するアンケート調査」は、インターネット調査であり、(株)ネットマイルのモニターに対し、2008年3月14～16日にかけてアンケート調査を行った。対象者は、就業者のうち雇用者・非正規労働者を除く者で、自営業・自由業などの職業に従事する、公的年金の保険料を支払うことが可能²⁰である20～64歳までの男女である。無職者や家族従業者は含まれていない。

標本の分布は、表6の通りである。比較のため総務省統計局「就業構造基本調査」(2007年)を右側に掲載しているが、年齢分布では「就業構造基本調査」では65歳以上が約3分の1を占めるため、本調査の年齢分布は「就業構造基本調査」に比べ、若年層に集中している。表4の右端に再掲で示した、19歳以下と65歳以上を除く年齢分布で比較しても、本調査は20～40代の比率が相対的に多いという特徴をもつ。

また、「就業構造基本調査」では男性が74%を占めているが、本調査の男性の割合は約77%であり、いずれも男性中心の分布となっている。

表6 本研究使用データと就業構造基本調査の比較

	本調査(2008年)						就業構造基本調査(2007年)						(再掲)合計から19歳以下、65歳以上を除く年齢分布 (%)
	男性		女性		合計		男性		女性		合計		
	標本数	(%)	標本数	(%)	標本数	(%)	標本数	(%)	標本数	(%)	標本数	(%)	
19歳以下	-	-	-	-	-	-	4,000	0.1	2,500	0.1	6,500	0.1	-
20代	53	7.0	40	17.3	93	8.8	109,600	2.2	61,600	3.6	171,200	2.6	3.8
30代	140	18.6	55	23.8	195	19.8	530,800	10.7	230,700	13.4	761,500	11.4	17.0
40代	197	26.2	52	22.5	249	25.7	718,900	14.5	281,400	16.3	1,000,300	15.0	22.4
50代	241	32.0	56	24.2	297	30.5	1,232,900	24.9	407,700	23.6	1,640,600	24.6	36.7
60～64歳	121	16.1	28	12.1	149	15.2	673,300	13.6	221,600	12.9	894,900	13.4	20.0
65歳以上	-	-	-	-	-	-	1,681,300	34.0	519,100	30.1	2,200,400	33.0	-
計	752	100.0	231	100.0	983	100.0	4,950,800	100.0	1,724,300	100.0	6,675,100	100.0	4,468,200(100.0)

注：本調査および就業構造基本調査の自営業は、家族従業者を含まない。
出所：総務省統計局「平成19年就業構造基本調査」より筆者作成。

(3) 公的年金の加入状況

①職業別の加入状況

表7は職業別の公的年金加入状況をあらわしている。専門職(弁護士・弁理士・税理士・中小企業診断士・行政書士)と診療所等を経営する医師・歯科医師(開業医)の場合は、第2号被保険者の割合が高いが、その他はほとんどが第1号被保険者である。

第1号被保険者の納付状況をみると、「毎月納付している」割合は、診療所等を経営する医師・歯科医師(開業医)で100%、農林漁業(農家・漁師など)、専門職(弁護士・弁理士・税理士・中小企業診断士・行政書士)で90%ときわめて高い値であるが、報道関係(フリーアナウンサー、フリーキャスター、フリージャーナリスト)、プロスポーツ等関係、公営競技(競輪・競艇・オートレースの選手)では66.7%にまで低下し、「時々支払わないことがある」、「全く支払っていない(未納である)」の割合が3割程度にまで上昇する。

²⁰ 第2号被保険者は70歳以降も厚生年金等に加入することが可能であるが、自営業者の大半が加入する国民年金の任意加入制度は64歳までである。

先述した「平成 20 年国民年金被保険者実態調査」でも、無職や非正規労働者の納付率は低く、自営業者の納付率は高く、2008 年の国民年金の納付率は 60%台であったことを考慮すると、自主納付であっても自営業者の納付率は第1号被保険者のなかでは相対的に高いことが分かる。

表 7 職業別 公的年金の加入・保険料の支払い状況(単位:人、%)

職業		国民年金に加入(国民年金第1号被保険者)	毎月きちんと納付している	時々支払わないことがある	全く支払っていない(未納である)	免除されている	厚生年金・共済年金に加入(国民年金第2号被保険者)	配偶者に扶養され、配偶者が厚生年金や共済年金に加入(国民年金第3号被保険者)	全く加入していない	すでに年金を受給している	合計
小規模・家族経営の企業・商店の経営者(本人と家族以外に常勤の雇い人なし)	標本数 %	311 70.4	243 (78.1)	39 (12.5)	8 (2.6)	21 (6.8)	50 11.3	15 3.4	31 7.0	35 7.9	442 100.0
農林漁業(農家、漁師など)	標本数 %	30 88.2	27 (90.0)	2 (6.7)	0 (0.0)	1 (3.3)	1 2.9	0 0.0	1 2.9	2 5.9	34 100.0
専門職(弁護士・弁理士・税理士・中小企業診断士・行政書士)	標本数 %	60 59.4	54 (90.0)	4 (6.7)	1 (1.7)	1 (1.7)	34 33.7	2 2.0	1 1.0	4 4.0	101 100.0
診療所等を経営する医師・歯科医師(開業医)	標本数 %	13 65.0	13 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 25.0	0 0.0	2 10.0	0 0.0	20 100.0
はり・灸・あんま・マッサージ、柔道整復師、整体師・カイロプラクター	標本数 %	7 63.6	5 (71.4)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 18.2	0 0.0	1 9.1	1 9.1	11 100.0
著述業関係(作家、小説家、放送作家、劇作家、著述家、漫画家)	標本数 %	18 75.0	13 (72.2)	1 (5.6)	2 (11.1)	2 (11.1)	1 4.2	3 12.5	2 8.3	0 0.0	24 100.0
芸術関係(画家、書家、写真家、陶芸家、彫刻家、建築家、音楽家)	標本数 %	34 75.6	25 (73.5)	6 (17.6)	0 (0.0)	3 (8.8)	2 4.4	1 2.2	8 17.8	0 0.0	45 100.0
芸能関係(伝統芸能、演劇家 俳優、映画監督、脚本家、演出家)	標本数 %	13 56.5	10 (76.9)	1 (7.7)	1 (7.7)	1 (7.7)	2 8.7	4 17.4	3 13.0	1 4.3	23 100.0
報道関係(フリーアナウンサー、フリーキャスター、フリージャーナリスト)	標本数 %	6 85.7	4 (66.7)	1 (16.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 100.0
プロスポーツ等関係、公営競技(競輪・競艇・オートレースの選手)	標本数 %	3 100.0	2 (66.7)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0
プロの棋士、囲碁棋士	標本数 %	0 0.0	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
個人投資家(インターネットを使った株式投資を含む)	標本数 %	26 74.3	23 (88.5)	2 (7.7)	1 (3.8)	0 (0.0)	2 5.7	1 2.9	3 8.6	3 8.6	35 100.0
企業に属していないプログラマーやSEなどのIT業界エンジニア	標本数 %	21 84.0	15 (71.4)	3 (14.3)	2 (9.5)	1 (4.8)	1 4.0	0 0.0	1 4.0	2 8.0	25 100.0
バイク便、自転車便のライダー、トラック運転手、個人タクシー、	標本数 %	8 53.3	7 (87.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	3 20.0	2 13.3	1 6.7	1 6.7	15 100.0
大工、とび職	標本数 %	9 90.0	7 (77.8)	1 (11.1)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 0.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	10 100.0
インターネットビジネス(サイト運営、ネット販売等)	標本数 %	14 73.7	11 (78.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (21.4)	1 5.3	0 0.0	3 15.8	1 5.3	19 100.0
上記に分類されない自宅で業務を行うSOHO	標本数 %	59 76.6	46 (78.0)	8 (13.6)	2 (3.4)	3 (5.1)	5 6.5	3 3.9	6 7.8	4 5.2	77 100.0
アパート経営	標本数 %	24 64.9	22 (91.7)	1 (4.2)	0 (0.0)	1 (4.2)	2 5.4	1 2.7	3 8.1	7 18.9	37 100.0
合計	標本数 %	656 70.6	527 (80.3)	72 (11.0)	19 (2.9)	38 (5.8)	113 12.2	32 3.4	67 7.2	61 6.6	929 100.0

注:()内の数字は、「国民年金に加入(国民年金第1号被保険者)」を 100%とした場合の納付状況の内訳である。

②収入の不安定、主観的生活水準

自営業ならではの経営の不安定さをどう考えるか、第1号被保険者の公的年金の納付状況とともにみていこう。表8は、会社員と比べて自営業の働き方の悪いところとして、「収入が不安定である」への答えと納付状況のクロス表である。収入が不安定だ(とてもそう思う、そう思う)はやはり毎月納付している者の割合が低く、時々支払わない、未納である者の割合が高くなる。

表 8 「収入が不安定である」への回答と公的年金の保険料の支払い状況(第1号被保険者)
(単位:人、%)

		毎月きちんと納付している	時々支払わないことがある	全く支払っていない(未納である)	免除されている	合計
とてもそう思う	度数	185	38	6	19	248
	%	74.6	15.3	2.4	7.7	100.0
ややそう思う	度数	260	32	13	17	322
	%	80.7	9.9	4.0	5.3	100.0
あまりそう思わない	度数	90	3	3	3	99
	%	90.9	3.0	3.0	3.0	100.0
まったくそう思わない	度数	11	0	0	1	12
	%	91.7	0.0	0.0	8.3	100.0
合計	度数	546	73	22	40	681
	%	80.2	10.7	3.2	5.9	100.0

注:Pearson のカイ二乗検定で5%水準で有意である。

表9は、「現在、事業からの収入や給与は、十分生活していける水準だと思いますか」の答えと公的年金の保険料の支払い状況 のクロス表である。やはり経済状況が悪化するとともに、「毎月きちんと納付している」者の割合が低下し、「時々支払わない」、「全く支払っていない」、「免除」の割合が上昇する傾向がある。公的年金の納付状況に流動性制約が強く影響していることがわかる。

表 9 「事業からの収入や給与は十分生活していける水準か」の回答と保険料納付状況(第1号被保険者)
(単位:人、%)

		毎月きちんと納付している	時々支払わないことがある	全く支払っていない(未納である)	免除されている	合計
十分生活していける	度数	73	0	1	0	74
	%	98.6	0.0	1.4	0.0	100.0
ほぼ生活していける	度数	246	12	7	7	272
	%	90.4	4.4	2.6	2.6	100.0
ときどき生活していける水準ではないことがある	度数	152	39	6	15	212
	%	71.7	18.4	2.8	7.1	100.0
まったく生活していける水準ではない	度数	75	22	8	18	123
	%	61.0	17.9	6.5	14.6	100.0
合計	度数	546	73	22	40	681
	%	80.2	10.7	3.2	5.9	100.0

注:Pearson のカイ二乗検定で1%水準で有意である。

③事業開始の経緯

表 10 は事業開始状況別に保険料納付状況をみたものである。「家業を継いだ」者の方が「自分で開業した」者に比べ、「毎月きちんと納付している」者の率が高い。

表 10 事業の開始状況別 保険料納付状況(第1号被保険者)

(単位：人、%)

		国民年金					厚生年金・ 共済年金 に加入(国 民年金第2 号被保険 者)	配偶者に扶 養され、配 偶者が厚生 年金や共済 年金に加入 (国民年金)	まったく 加入し ていな い	合計
		に加入 (国民年 金第1号 被保険 者)	毎月き ちんと 納付し ている	時々支 払わな いこと がある	全く支 払って いない (未納 である)	免除さ れてい る				
家業を継 いだ	度数	118	104	9	1	4	30	0	10	158
	%	74.7	(88.1)	(7.6)	(0.8)	(3.4)	19.0	0.0	6.3	100.0
自分で開 業した	度数	466	360	55	19	32	48	29	50	593
	%	78.6	(77.3)	(11.8)	(4.1)	(6.9)	8.1	4.9	8.4	100.0
その他	度数	97	82	9	2	4	46	16	11	170
	%	57.1	(84.5)	(9.3)	(2.1)	(4.1)	27.1	9.4	6.5	100.0
合計	度数	681	546	73	22	40	124	45	71	921
	%	73.9	(80.2)	(10.7)	(3.2)	(5.9)	13.5	4.9	7.7	100.0

注: Pearson のカイ二乗検定で1%水準で有意である。

④生命保険等の加入状況

もう1つの論点は生命保険等の金融商品の加入と保険料納付状況との関係である。表 11 は、年金保険料の納付状況別に 20～59 歳に限定して生命保険、個人年金の加入状況を比較している。参考のために、厚生労働省「平成 20 年国民年金被保険者実態調査」の結果も掲載している。

本調査の「総数」と「国民年金被保険者実態調査」の「自営業主」の生命保険あるいは個人年金の加入率は 75.8%と 74.6%とほぼ等しいが、本調査の加入率は全般的に高い傾向にある。いずれの調査でも、公的年金の納付状況別に生命保険、個人年金等の加入状況を比較すると、納付者ももっとも高く、未納・未加入者や免除者の加入率は低い。つまり、他の金融商品に加入して、自助努力をしているので公的年金には加入しないという仮説はこの結果からは否定される。

表 11 公的年金の納付状況別 生命保険、個人年金加入状況

		標本数	総数	加入			非加入	不詳	
				生命保険 に加入	個人年金 に加入	両方に 加入			
本 調 査	総数	723	100.0	75.8	72.2	34.7	31.0	22.0	2.1
	納付者	477	100.0	81.3	77.4	39.8	35.8	16.6	2.1
	未納・未加入者	145	100.0	64.8	61.4	22.1	18.6	33.8	1.4
	免除者	36	100.0	47.2	47.2	16.7	16.7	47.2	5.6
国 民 年 金 被 保 険 者 実 態 調 査	総数	18,316,000	100.0	56.4	54.0	13.2	10.7	36.2	7.3
	納付者	9,865,000	100.0	66.4	63.2	18.5	15.3	25.8	7.8
	1号期間滞納者	4,330,000	100.0	48.5	47.0	8.1	6.5	44.7	6.8
	申請全額免除者	2,044,000	100.0	49.1	47.3	7.2	5.3	45.2	5.7
	自営業主	2,912,244	100.0	74.6	71.5	21.8	18.7	17.9	7.5
	家族従業者	1,886,548	100.0	72.3	68.0	23.9	19.6	19.6	8.1
	会社などに雇われている	7,216,504	100.0	53.9	51.7	10.1	7.9	40.3	5.8
	無職	5,604,696	100.0	45.8	43.8	9.4	7.4	47.6	6.6

注1: 20～59歳までの第1号被保険者(まったく未加入を含む)である。

2: 国民年金被保険者実態調査の標本数は当該集計掲載ページには掲載されていないため、欠損値等を考慮した実際の計算対象標本数ではなく、原標本の数値を用いた。

出所: 厚生労働省「平成 20 年国民年金被保険者実態調査」より作成

⑤年金に関する知識

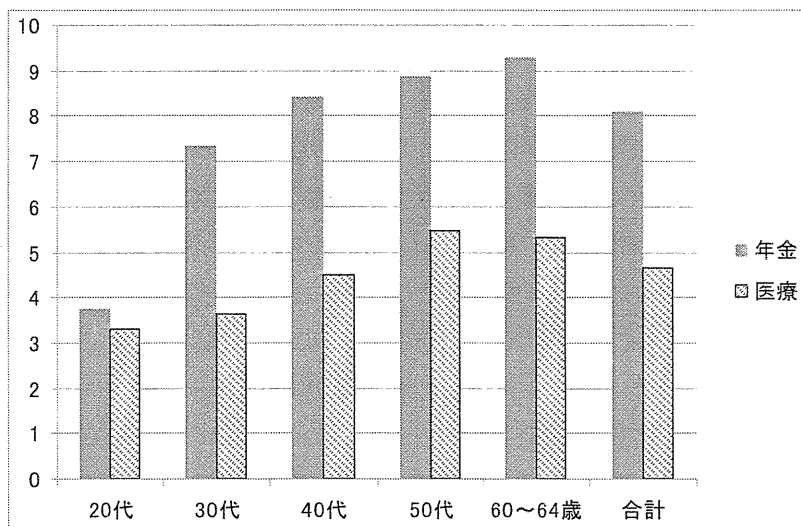
すでに臼杵・中嶋・北村(2008)、村上・四方・駒村・稲垣(2011)により、年金制度の理解と納得度には相関があり、年金制度解説に対する理解が高いほど制度信頼度が高まることが明らかにさ

れている。本調査でも、自営業者に年金制度、医療制度の知識と保険料納付行動の関係をみていくことにする。各制度の基本的な質問²¹への回答を求め、その回答にどの程度の自信を持っているかという質問をあわせて聞くことで、偶然の正解かそれとも確信をもった正解かといった点を反映できるようにスコア化した。各質問の正解は1点、不正解は-1点とし、それに対する回答の自信度の度合い(「たいへん自信がある」を6倍～「全く自信がない」の1倍)を乗じて、設問1つにつき、6点から-6点までスコア化した。医療、年金制度とも4問の設問があるため、スコアは最高24点から最低-24点までの分布をとる。

図3は年齢別の医療と年金の知識のスコアを比較したものである。年齢を重ねるごとに知識の蓄積を確認できる一方で、医療と年金のスコアの伸び率の差が乖離していくことも確認できる。年金の知識スコアは受給年齢65歳に接近するほど高くなるが、医療の知識スコアの伸びは緩やかである。特に年金に関する20歳代の知識の低さは際立っている。

表12は、保険料納付状況別の年金・医療保険合計と年金のみの知識スコアの平均点を掲載している。明らかに納付者に比べると、未納・未加入者の知識のスコアは劣っている。

図3 年齢階級別 年金・医療保険に関する知識



出所:筆者作成。

²¹ 年金についての設問は、最低加入年数、物価スライド、国民年金保険料の定額制、基礎年金の受給要件の4つ、医療保険では高額療養費、低所得者の窓口負担、40歳以上の健康診断の義務づけ、医療保険の窓口負担の4つである。

表 12 保険料納付状況別 制度の知識スコア(20～59 歳の第1号被保険者)

		医療・年金制度	年金制度のみ
納付	平均値	13.08	8.34
	標準偏差	11.00	8.02
	度数	477	477
未納・未加入	平均値	10.43	6.28
	標準偏差	10.14	7.58
	度数	145	145
免除	平均値	10.39	6.31
	標準偏差	9.89	7.42
	度数	36	36
合計	平均値	12.35	7.77
	標準偏差	10.81	7.94
	度数	658	658

出所：筆者作成。

(4) 多変量解析

①使用するデータ・変数

これまでクロス集計で自営業者の年金保険料納付・加入状況や生活状況を見てきたが、次にこの効果を数量的に把握するために多変量解析を行う。本分析では、20歳から59歳までの回答者に限定し、自営業者の年金加入行動についてプロビット分析を行った。従来の研究は、1) 仮想的な年金の納付・加入有無の意向であったり、2) 厚生年金加入者が分離されたりしていない、3) 回答者が納付と加入を混同している、4) 非正規労働者を含んでいるなどの課題があったが、本データ分析はすでに見たように自営業者のみに限定し、納付・加入行動を分析する点に特徴がある。この分析で使用するデータは、20～59歳までの第1号被保険者および未加入者である。説明変数は保険料納付状況で、未納・未加入者を1、納付・免除者を0、とした²²。被説明変数は、本人の基本属性として性別ダミー(男性1、女性0)、年齢、既婚ダミー(既婚1、未婚0、)のほか、先述した年金知識スコア、個人年金加入ダミー(加入=1、非加入=0)、生命保険加入ダミー(加入=1、非加入=0)、世帯年収(階級値、万円)、リスク態度、時間割引率、自営業ならではの事情を反映するための変数として開業ダミー(自分で開業したを1、それ以外を0)、生活余裕ダミー(とても余裕があるを1、それ以外を0)、職業を反映するため小規模経営ダミー(家族以外の雇い人がいない個人経営者を1、それ以外を0)、農業ダミー(農業・漁業を1、それ以外を0)、専門職ダミー(弁護士、医師等の高度専門職従事者を1、それ以外を0)としている。

時間割引率については、「1か月後に受け取る2万円がどこまで低下したら、「本日受け取る1万円」に選択を変えますか」という質問から得られた数字を指数関数に代入して計算した。

リスク態度については、一般化効用関数 $U = (EU^\alpha)^{1/\alpha}$ と想定し、危険回避度 α を推計した。具体的には、「確実に受け取れる1万円」と「確率50%で2万円、確率50%で0円」を比較して、確実な1万円を選択した人に対し、「確率50%で2万円、確率50%で0円」と等価になる「確実に受け取ることが金額=X」を質問した。たとえば、このXが0.5万円の場合は、 $\alpha = 0.5$ となる。このよ

²² 免除については、分離せず納付として扱った。免除の利用に関する分析としては、山田(2009)が唯一の実証分析である。

うに 0.9~0.1 万円までのそれぞれの α を計算し、リスク回避度と見なした²³。危険回避度の強さは職業別、性別、年齢別に大きな差はなかった。

分析に使用した変数の基本統計量は表 13 のようになる。

表 13 基本統計量

変数	標本数	標準偏差	平均値	最小値	最大値
年金未納ダミー	565	0.2265	0.4190	0	1
性別ダミー	565	0.7947	0.4043	0	1
年齢	565	44.3204	9.1987	20	59
既婚ダミー	565	0.5292	0.4996	0	1
年金知識	565	7.9469	7.8916	-9	24
個人年金加入ダミー	565	0.3416	0.4747	0	1
生命保険加入ダミー	565	0.7504	0.4331	0	1
世帯年収	565	723.4159	635.3916	60	7500
リスク態度	565	0.8581	0.0318	0.756	0.868
時間割引率	424	0.2031	0.1501	0.095	0.641
開業ダミー	565	0.6903	0.4628	0	1
生活余裕ダミー	565	0.5115	0.5003	0	1
小規模経営ダミー	565	0.4690	0.4995	0	1
農業ダミー	565	0.0496	0.2172	0	1
専門職ダミー	565	0.0867	0.2817	0	1

②分析結果

年金納付行動の回答についてプロビット分析による推計結果は表 14 の通りである。変数の組み合わせによって結果が変化するため、推計式が4つある。

推計結果から、既婚者、年金知識があること、個人年金加入ダミー、生命保険加入ダミー、生活余裕を持つ者、農業、専門職といった要素は、有意に未納・未加入確率を下げる事ができた。一方、開業ダミーは未納・未加入確率を引きあげること、性別、年齢、世帯年収、リスク態度、時間割引率は影響を与えていない。

推計結果について考察してみよう。

まず、既婚者ダミーが有意なのは、結婚によって遺族年金の必要性を感じたため、納付・加入を選択した可能性がある。

年金知識が与える納付・加入に与える影響については、佐々木(2007)、臼杵・中嶋・北村(2008)によって確認されているが、本研究でも再確認できた²⁴。

²³ 和田(2006)参照のこと。

²⁴ 駒村編(2007)及び駒村(2008)では、年金知識が制度への信頼感につながるかどうか検証しているが、知識と年金制度の信頼感には有意な関係がなかったことを確認している。その理由は、年金知識が不十分なほど年金への不信が高くなる一方で、年金制度に詳しくなるほど、持続可能性へ不安を覚える回答者がおり、それがキャンセルアウトしたためである。ここで駒村(2008)は年金知識と納付・加入行動を分析したものではないことは強調しておく。厚生年金のような強制加入者や受給者を含めた駒村(2008)と今回のような自営業者の未納・未加入行動に与える影響は異なる研究目的を持ったものである。

表 14 年金納付行動のプロビット分析結果

	推計式1			推計式2		
	係数	z値	限界効果	係数	z値	限界効果
性別ダミー	0.132	0.74	0.74			
年齢	0.007	0.84	0.84			
既婚ダミー	-0.328	-2.01 **	-2.01	-0.274	-1.77 *	-1.770
年金知識	-0.025	-2.46 **	-2.46	-0.024	-2.43 **	-2.430
個人年金加入ダミー	-0.480	-2.76 ***	-2.76	-0.465	-2.700 **	-2.700
生命保険加入ダミー	-0.270	-1.55	-1.55	-0.254	-1.470	-1.470
世帯年収	0.000	1.16	1.16	0.000	1.02	1.020
リスク態度	0.339	0.14	0.14	0.433	0.18	0.180
時間割引	-0.152	-0.3	-0.3	-0.146	-0.29	-0.290
開業ダミー	0.180	1.06	1.06	0.209	1.25	1.250
生活余裕ダミー	-0.585	-3.64 ***	-3.64	-0.578	-3.62 ***	-3.620
小規模経営ダミー	0.082	0.51	0.51	0.098	0.62	0.620
農業ダミー	-0.779	-1.63	-1.63	-0.736	-1.55	-1.550
専門職ダミー	-0.389	-1.21	-1.21	-0.392	-1.22	-1.220
定数項	-0.745	-0.36		-0.473	-0.23	
観測数	424			424		
LR chi2(14)	47.260			45.8		
Prob > chi2	0.000			0.000		
対数尤度	-191.557			-192.286		
擬似決定係数	0.1098			0.106		
	推計式3			推計式4		
	係数	z値	限界効果	係数	z値	限界効果
性別ダミー						
年齢						
既婚ダミー	-0.131	-1	-1.000	-0.117	-0.9	-0.900
年金知識	-0.018	-2.21 **	-2.210	-0.019	-2.25 **	-2.250
個人年金加入ダミー	-0.410	-2.81 ***	-2.810	-0.397	-2.74 ***	-2.740
生命保険加入ダミー	-0.270	-1.84 *	-1.840	-0.263	-1.79 *	-1.790
世帯年収	0.000	0.78	0.780			
リスク態度						
時間割引						
開業ダミー	0.253	1.75 *	1.750	0.253	1.75 *	1.750
生活余裕ダミー	-0.620	-4.59 ***	-4.590	-0.587	-4.6 ***	-4.600
小規模経営ダミー	0.099	0.74	0.740	0.095	0.71	0.710
農業ダミー	-0.695	-1.86 *	-1.860	-0.651	-1.78 *	-1.780
専門職ダミー	-0.572	-1.9 *	-1.900	-0.565	-1.88 *	-1.880
定数項	-0.179	-1		-0.147	-0.85	
観測数	565			565		
LR chi2(14)	66.640			66.07		
Prob > chi2	0.000			0.000		
対数尤度	-268.994			-269.283		
擬似決定係数	0.1102			0.109		

注: *:10%有意、**:5%有意、***:1%有意

個人年金、生命保険加入が有意に正の影響を与えることから、未納者・未加入者が私的保険に加入して自力で老後の準備をしているわけではなく、むしろ納付者・加入者の方が老後準備をしていることが確認できた。個人年金加入が国民年金の代替になるかどうかを分析した先行研究の結果は一致していない。同じ自営業者を分析対象とした塚原(2005)では本研究と同じ結果となっている。加入率が個人年金よりも高い生命保険の場合では、加入による未納・未加入者の減少効果は個人年金よりも弱い。

納付・加入に大きな影響を与えるのは、生活に余裕があるかどうかである。世帯と個人の所得は

影響を与えておらず、本推計では、直接の流動性制約要因は確認できなかった。むしろ実際の世帯収入の影響よりは、主観的生活感、現在の生活に余裕のない人ほど、老後の準備をする経済的余裕もないことになる。

職業別では、農業・漁業従事者と専門職がその他の職種よりも有意に納付・加入している。厚生労働省「平成 20 年国民年金被保険者実態調査」でも農業従事者の納付率ももっとも高いと報告されており、この結果と合致する。このほか、自ら開業した場合に未納・未加入が高まっている点については、事業継承による資産等や取引先・顧客の継承がなく、経営が不安定であることなども考えられる。

一方、駒村・山田(2007)では有意であった時間選好やリスクに対する態度は有意に影響を与えていない。これは、時間割引率やリスクの測定方法が異なることが原因かもしれない。

以上の実証結果をまとめると、1)年金に関する知識が納付・加入を左右すること、2)農業・漁業従事者と専門職の納付率は高いこと、3)所得額そのものよりも現在の生活の余裕が納付率に影響を与えることと、4)未納者・未加入者は個人年金、生命保険などの自助努力も不十分であること、が確認できた。以上の結果は、90 年代以降に拡大した年金未納・未加入増加原因の分析と、今後の制度改革の手がかりになる。

先述のように、年金に関する知識は年齢によって大きな違いがある。コホート別の年金知識の変化を確認できないため、年金知識の変化と年齢構造の変化が、それぞれ 90 年代以降の未納・未加入にどの程度貢献したかは確認することはできない。それでも分析からは、年金未納・未加入を防止するためには、年金知識の普及、年金教育の重要性は確認できた。

国民年金がスタートした 1961 年は自営業者のなかでも納付率が高い農業・漁業従事者が大きな割合を占めていたため、国民年金第 1 号被保険者の未納者・未加入者も大きな問題にはならなかったかもしれない。しかし、農業・漁業従事者が減少し、それ以外の個人事業者が増加したことが未納率・未加入率の上昇につながっていることが示唆される。これが、農業や商店主を想定した自営業者への適用のあり方を議論した時代と今日の異なる点である。自営業者の構造変化を踏まえ、一層の強制徴収・加入の強化が求められる。

また、現在の生活不安を感じている人ほど未納・未加入になっており、未納・未加入者は老後への自助努力準備も不十分である。徴収強制を強めると同時に支払える範囲の保険料に設定すべきである。自営業者も応能負担保険料の強制徴収の仕組みを適用すべきであるが、課題になるのが賦課対象である。所得比例の保険料にする場合は、雇用者と同じ賦課ベース、すなわち諸控除前の総賃金、総収入と同等の概念にそろえるのが課題になる。少なくとも自営業者の場合、事業収入から必要経費を除いた事業所得が賦課ベースの候補になるが、先述したように厳格な所得捕捉の可否が課題となる。この問題は、すでに見たように諸外国でも共通した課題である。また、自営業者は所得の変動も大きいという特性もあり、応能負担の保険料を導入する際には、各国の工夫を参考にする必要があろう。

5. まとめ

1961 年に国民年金がスタートし、2011 年はいわゆる皆保険・皆年金 50 周年であった。いかに工夫した年金制度であろうが、社会構造、経済情勢の影響を受けて見直しをすることは不可

避である。ましてや、日本の年金制度は、自営業者の扱いをどうするかという点が制度発足以来の課題であった。年金制度は、1985年と2004年に大がかりな制度改革が行われたが、1985年改革の発端は、減少し高齢化する自営業者層の扱いを巡るものであった。年金制度は戦後拡充され、90年代半ばまでは高齢者の貧困率は低下したが、それ以降は高齢者の貧困率は上昇し始めている。2011年8月に生活保護受給者数は戦後の混乱期の記録を抜き、戦後最多を更新続けている。そのうちの5割近くが65歳以上の高齢者によって占められ、その大半が年金未納による低年金受給者や無年金者である。今後も、この状況はより深刻化するだろう。年金未納問題は、90年代になって本格化し、その背景には非正規労働者の増大があった。この現在比較的若い未納世代が高齢化するとより多くの低年金・無年金者が発生することになる。

現在、厚生年金の短時間労働者への適用拡大が検討されているが、適用拡大された厚生年金と地方・国家公務員、私学教職員が加入する各共済が一元化されれば、国民の9割近くをカバーする被用者向けの所得比例年金が成立することになる。最後の課題が、被保険者の1割程度存在する自営業者の取り扱いである。農業・漁業、小規模店経営などの典型的な自営業が減少し、個人事業主、請負などの新型の自営業者も増加している。自営業内の所得格差、状況の違いも拡大している。年金にとどまらず社会保障制度において、自営業者をどのように扱うかは、日本のみならず世界各国でも共通の課題を抱えている。

被用者向けの所得比例年金に自営業者を組み入れるか否かという点については、①自営業者の収入、支出、生活の特殊性、②自営業者の所得概念、政府による所得捕捉の精度、③②と関連し、所得比例年金と最低保障年金の組み合わせが実現した場合に発生する所得の過少申告への対応いかんによる。

本論文では、各国の年金制度における自営業の取り扱いについて展望し、さらに独自の個票データを使って自営業者の年金保険料・加入行動についての分析を行った。

この結果、自営業に対しても保険料の強制徴収を強めることと、負担能力に応じた保険料の仕組みを導入することが必要であることが確認できた。このことで、ただちにすべての自営業者を被用者と同じ所得比例年金と最低保障年金の仕組みに組み入れるべきという結論にはつながらないものの、諸外国の取り組みを参考にして、自営業者の年金制度において多くの改善点とその手法があることがわかった。

<参考文献>

阿部彩(2001)「国民年金の保険料免除制度改正—未納率と逆進性への影響」『日本経済研究』No.43, pp.134-154

——(2003)「公的年金における未加入期間の分析—パネル・データを使って—」『季刊社会保障研究』, 第39巻第3号, pp268-280

——(2008)「国民年金の未加入・未納問題と生活保護」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義著『生活保護の経済分析』東京大学出版会、pp.268-280

石井加代子・山田篤裕(2009)「年齢階級・世帯類型別にみた日本の貧困動態の特徴・慶應義塾家計パネル調査(KHPS)に基づく貧困動態分析」社会政策研究編集委員会編『社会政策研究9』東信堂、pp.38-63

白杵政治・中嶋邦夫・北村智紀(2008)「厚生年金制度に関する通知の送付とその効果」『季刊社会保障研究』